



はじめに

近年、わが国では、少子高齢化の急速な進行を背景に人口減少社会に突入するなど、社会全体が大きな転換期を迎えています。本市でも、令和元年の高齢化率は29%を超え、地域で暮らす人々の世帯構造の変化や就労形態、ライフスタイルなどの多様化により、これまで以上に住民同士のつながりの希薄化や社会的孤立が憂慮されるなど、私たちの暮らしを取り巻く環境は大きく変化しています。

また、地域では、高齢者・障がい者・児童など複数の分野にわたる課題に加え、制度の狭間に陥る課題も顕在化しており、個別の福祉制度のみでは十分な解決を図ることが困難な、複雑化・複合化された生活課題への対応が求められています。

そのような中、国においては、これまでの制度・分野の枠や支え・支えられる関係を超えて、人と人、社会がつながり、生きがいや役割を持って互いに助け合う「地域共生社会」の実現を掲げ、誰もが地域で孤立せずに安心して暮らせるよう、包括的な支援体制の構築を提唱しています。

本市におきましても、平成28年に社会福祉協議会とともに策定した「第3次高槻市地域福祉計画・地域福祉活動計画」に基づき、福祉などの公的サービスと地域住民による助け合い・支え合いを車の両輪として、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の充実をはじめ、生活困窮者の自立支援など、着実に地域福祉を推進してまいりました。

このたび策定いたしました第4次計画では、これまで掲げてきた基本理念である「高槻市に住むすべての人々が、夢を育み、安心して暮らせる自治と共生のまちづくり」を継承し、これまでの取組や成果を礎に、地域で気づき支え合う仕組みづくりや、CSWや各分野の専門職が手を携え、地域全体で課題解決にあたる包括的な相談支援体制を整備していくことで地域共生社会の実現を目指してまいります。

また、第4次計画は、その効果的な推進のために、各福祉分野の上位計画に位置づけるとともに、新たに「成年後見制度利用促進計画」、「再犯防止推進計画」を包含して取り組んでまいります。

本計画の推進にあたりましては、大阪府北部地震をはじめ近年相次いで発生した自然災害による教訓や、新型コロナウイルス感染症による新たな生活課題なども踏まえ、地域福祉の中心的役割を担う社会福祉協議会とともに、市民の皆様や地域で活動される関係団体、相談支援に携わる関係機関の皆様との更なる連携と協働のもと、全力で取り組んでまいりますので、今後ともより一層のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたりまして、熱心にご審議いただきご尽力賜りました高槻市社会福祉審議会地域共生社会推進部会並びに地域共生社会推進作業部会の委員の皆様をはじめ、意見交換や各種アンケート調査で貴重なご意見を賜りました関係機関・団体の皆様、ご協力いただきましたすべての皆様に心から感謝を申し上げます。

令和3年3月

高槻市長 濱田 剛史



本協議会では、地域福祉の推進に向けて、平成19年に「地域福祉活動計画」を、平成23年の第2次計画からは市と一体的に「地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定し、小地域ネットワーク活動の充実やコミュニティソーシャルワーカー（CSW）による相談支援などの取組を進めてまいりました。

しかし、近年では家族形態や雇用形態の変化、自然災害の頻発、新型コロナウイルス感染症の影響など、地域を取り巻く状況は大きく変化し、育児と介護のダブルケアや8050問題など地域生活課題も複雑多様化しています。高槻市においても、平成30年6月に大阪府北部地震に見舞われ、また、現在は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、地域福祉活動を制限せざるを得ない状況が続いています。

国では、平成29年に社会福祉法が改正され、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」を実現するため、包括的な相談支援体制の構築に向けて、多機関の協働推進などの取組が求められています。

このような新たな課題や法改正等の動向を踏まえ、本協議会では第3次計画の基本理念である「高槻市に住むすべての人々が、夢を育み、安心して暮らせる自治と共生のまちづくり」を継承し、高槻市と共に「第4次地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定いたしました。

本計画には、地区福祉委員会と取り組む「福祉のまちかど相談」の更なる充実や、地域住民をはじめとする多様な主体が参加する井戸端会議などで地域の状況や課題を考える機会を持つこと、また、本協議会の事業活動や福祉教育などを通して、多くの住民が地域福祉活動へ関心を持って参加できるような情報発信を行うことなどを盛り込んでいます。

その他にも、災害時の対応について、大阪府北部地震の経験に鑑み、平常時から地域住民やボランティア、福祉施設などの関係機関・団体と連携の強化を目指すほか、新型コロナウイルス感染症の影響下でも地域のつながりを絶やさないよう、地域の皆様と共に新しい生活様式に基づいた地域福祉活動を進めてまいります。

そして令和3年4月から、高槻市社会福祉事業団のセーフティネットに係る事業を本協議会が実施することになりました。今後、既存事業と一体的に実施することにより相乗効果を高め、地域福祉を更に推進してまいります。

今後、本計画に基づき、様々な事業を展開し、皆様と共に地域福祉活動を発展させていきたいと考えておりますので、ご支援・ご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました高槻市社会福祉審議会地域共生社会推進部会、同地域共生社会推進作業部会及び本協議会事業推進部会の委員をはじめ、ご意見・ご協力いただきました多くの市民の皆様にご心からのお礼を申し上げます。

令和3年3月

社会福祉法人 高槻市社会福祉協議会 会長 倉橋 隆男

目次

◆地域福祉計画・地域福祉活動計画 共通編

第1章 計画の策定にあたって

- 1 策定の趣旨 1
- 2 計画の位置づけ及び計画期間 3
- 3 計画の策定体制 5
- 4 計画の推進・進行管理体制 6

第2章 地域福祉を取り巻く法制度の動向

- 1 地域福祉を取り巻く法制度の動向 10

第3章 計画の基本理念と体系

- 1 計画の基本理念 17
- 2 計画の体系 18

◆地域福祉計画（高槻市）

第4章 地域福祉計画の施策

- 基本目標1 包括的な相談支援体制をつくる 21
 - 方針1 身近な地域で生活課題を受け止める体制づくり 23
 - 方針2 市全域での包括的な相談支援体制づくり 26
 - 方針3 権利擁護の推進 34
- 基本目標2 支え合い、共に生きる地域をつくる 38
 - 方針1 地域の支え合い、見守り体制の強化 39
 - 方針2 地域の交流の場づくり 45
 - 方針3 災害時要援護者支援体制の強化 48
- 基本目標3 地域や福祉の人材をつくる 51
 - 方針1 地域福祉活動を支える人材づくり 52
 - 方針2 人権施策及び福祉教育の推進 56
 - 方針3 情報提供・発信の充実 61

◆地域福祉活動計画（高槻市社会福祉協議会）

第5章 地域福祉活動計画の取組

高槻市社会福祉協議会における今後のビジョン

～地域共生社会の実現に向けて～	63
基本目標1 包括的な相談支援体制をつくる	64
方針1 身近な地域で生活課題を受け止める体制づくり	64
方針2 市全域での包括的な相談支援体制づくり	66
方針3 権利擁護の推進	70
基本目標2 支え合い、共に生きる地域をつくる	72
方針1 地域の支え合い、見守り体制の強化	72
方針2 地域の交流の場づくり	76
方針3 災害時要援護者支援体制の強化	78
基本目標3 地域や福祉の人材をつくる	80
方針1 地域福祉活動を支える人材づくり	80
方針2 人権施策及び福祉教育の推進	84
方針3 情報提供・発信の充実	86

資料編

1 統計資料からみた高槻市の地域福祉を取り巻く状況	87
2 第3次計画の現状と課題	96
3 市民意識調査結果	106
4 地域の取組状況の把握	110
5 相談支援機関アンケート結果	116
6 計画の策定経過	120
7 用語解説	126